

議案第 34 号

つくばみらい市長等の給料の特例に関する条例の全部改正について

つくばみらい市長等の給料の特例に関する条例（平成 31 年つくばみらい市条例第 16 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、つくばみらい市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（平成 18 年つくばみらい市条例第 31 号。以下「特別職給与条例」という。）に規定する市長、副市長及び教育長の給料について特例を定めるものとする。

（市長の給料の特例）

第 2 条 市長の給料月額については、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日までの間に限り、特別職給与条例第 3 条の規定にかかわらず、同条により市長が受けるべき金額から 8 万 2, 100 円を減じて得た額とする。

（副市長の給料の特例）

第 3 条 副市長の給料月額については、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日までの間に限り、特別職給与条例第 3 条の規定にかかわらず、同条により副市長が受けるべき金額から 6 万 5, 000 円を減じて得た額とする。

（教育長の給料の特例）

第 4 条 教育長の給料月額については、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日までの間に限り、特別職給与条例第 3 条の規定にかかわらず、同条により教育長が受けるべき金額から 6 万 6 00 円を減じて得た額とする。

附 則


（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、令和 7 年 4 月 30 日限り、その効力を失う。

令和 7 年 2 月 26 日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

つくばみらい市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定による議会の議決を経ずに契約を締結したことについて、市長、副市長及び教育長の責任を重く受け止め、給料を減額するため、条例の全部を改正するものです。